$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$
宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)(附則第十一条関係)	国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)	皇室典範(昭和二十二年法律第三号)(附則第三条関係)
馀) ————————————————————————————————————	)(附則第十条関係) ———————2	

○ 皇室典範(昭和二十二年法律第三号)(附則第三条関係)

(傍線部分は改正部分)

律と一体を成すものである。 関する皇室典範特例法(平成二十九年法律第 号)は、この法	④ この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に①~③ (略)	附則	改正案
	(新設) (略)	附則	
			現
			行

 $\bigcirc$ 国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第百七十八号) (附則第十条関係)

第二条 春 天皇誕 (略) (削除) (略) 分 「国民の祝日」を次のように定める。 0) 生 日 日 春 月 分 改 + 三日 正 日 案 しむ。 自然をたたえ、 天皇の誕生日を祝う。 生物をいつく 第二条 天皇誕生日 春 (略) (略) 分 「国民の祝日」を次のように定める。 0) 日 十二月二十三日 春 現 分 日 天皇の誕生日を祝う。 行 自然をたたえ、生物をいつく

(傍線部分は改正部分)

一二条及び附則第二条第一項前段」とする。 三条第一項の規定にかかわらず、宮内庁に、前項前段の所掌事 三条第一項の規定にかかわらず、宮内庁に、前項前段の所掌事 基時従長の任免は、天皇が認証する。 皇時従長は、上皇の側近に奉仕し、命を受け、上皇職の事務を する。 主条第三項及び第十五条第四項の規定は、上皇職の事務を する。 宣告従長及び上皇侍従次長し、命を受け、上皇職の事務を する。	第二条 宮内庁は、第二条各号に掲げる事務のほか、上皇に関する事 (新一条 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。  こ	附則	改 正 案
	(新設) この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。	附則	現行

律第百二十号) 第二条に規定する特別職とする。 この場合にお いて

二号。 特別職の職員の給与に関する法律 以下この項及び次条第六項において (昭和二十四年法律第二百 特 別職給与法」 とい 五十

及び行政機関の職員の定員に関する法律 昭 和四十四年 法律

第三十三号。 0 規定の適用については、 以下この項及び次条第六項において 特別職給与法第一条第四十二号中 「定員法」 とい

「侍従長」とあるのは 「侍従長、 上皇侍従長」と、 同条第七十三号

別表第 中 「の者」とあるのは 中 式部官長」 「の者及び上皇侍従次長」 とあるのは 「上皇侍従長及び式部官長」 と 特別職給与法 ح

定員法第一条第二項第二号中 「侍従長」とあるのは 「侍従長、

侍従次長」とする。 皇侍従長」 と、 「及び侍従次長」とあるのは「、 侍従次長及び上皇

第三条 に関する皇室典範特例法 第三条第一項の規定にかかわらず、 (平成二十九年法律第 宮内庁に、 号) 天皇 第二条の の退位等

するため、 規定による皇位の継承に伴い皇嗣となつた皇族に関する事務を遂行 皇嗣職を置く。

2 皇嗣職に、 皇嗣職大夫を置く。

3 皇嗣職大夫は、 命を受け、 皇嗣職 の事務を掌理する。

4 第三条第三項及び第十五条第四項の規定は 皇嗣職につ いて準用

する。

5 ものとする。 第一 項の規定に より皇嗣職が置 かれている間 は 東宮職を置かな

6 皇嗣職大夫は 国家公務員法第二条に規定する特別職とする。

(新設)

項第二号中「東宮大夫」とあるのは、「皇嗣職	別職給与法第一条第四十二号及び別表第一並び	合において、特別職給与法及び定員法の規定の
職大夫」とする。	びに定員法第一条	の適用については